

## 堺打越制度に関する一考察

山本, 弘  
九州大学大学院法学府

<https://doi.org/10.15017/10951>

---

出版情報 : 九大法学. 85, pp.115-160, 2003-02-14. Kyudai Hogakka i  
バージョン :  
権利関係 :

# 堺打越制度に関する一考察

山 本 弘

1、はじめに

2、堺打越制度の立法と運用

(1) 堺打越制度の立法

① 御成敗式目第三六条

② 鎌倉幕府追加法七六条

③ 文保年中発給の関東御事書

④ いわゆる原式目論について

(2) 裁判史料にみる堺打越制度の運用

① 裁許事例

(a) 堺打越関連規定適用事例

(i) 鎌追七六条に基づく裁許事例

(ii) 式目三六条に基づく裁許事例

(b) 堺打越関連規定不適用事例

(i) 不適用の理由に言及している事例

(ii) 不適用の理由に言及していない事例

② 訴陳状・具書等にみる堺打越制度

3、堺打越制度の形成

(1) 堺打越制度立法の背景

(2) 堺打越制度の運用

4、まとめ

## 1、はじめに

中世成り立期、特に一一、一二世紀になると、山野河海や田畠の開発が活発化し、荘、保、名などの多くの中世的所領が、内部に中世的な「村」を生み出しながら成り立した。このような所領の増大・展開は、人口の増大と相まって山野河海の利用益を入り組んだものとし、田畠の所有をめぐる争いを次々と惹起した。所領の拡張にともなう利害の衝突は、各地で様々な境をめぐる争いを多発させることとなった<sup>①</sup>。前近代において、所領と所領との境界を争う訴訟は「界(境)相論」と呼称されている。

鎌倉期、幕府が「界相論」に対する処置として「界打越」という制度を定めていたことは広く知られている。「界相論」に関する先行研究としては、絵図解釈学・村落領域研究などといった立場から、特定の荘園・領域について論じたものが、数多く挙げられる。また、石井良助氏の『中世武家不動産訴訟法の研究』<sup>②</sup>は、「界相論」を鎌倉幕府の不動産訴訟法全般における一類型として取り上げている。しかし、これらの成果は、部分的な言及にすぎない。つまり、「界打越制度」に関する総合的な研究は管見の限り存在しないのである<sup>③</sup>。

本稿では「界打越」について、どのような立法がなされていたのか、また、実際の訴訟においてどのような判決がなされていたのかを検討する。そして、立法と判決とがどのようにリンクしながら、「界打越」という紛争処理方法を形成していったのかについて解明する。具体的には、第一に、「界打越制度」の「立法の変遷」を、式目三六条<sup>④</sup>および鎌追七六条を中心に検討する。第二に、「立法の変遷」を踏まえながら、幕府裁判所における紛争処理の実態つまり「法の運用」がどのように変遷していったのかを、裁許状を中心として、その他の関連訴訟史料も参

照しながら、総合的に検討する。第三に、「立法の変遷」の背景にあるものを「法の運用」という視点を加味しながら解明する。最後に両者の相関関係について検討を加え、堺打越制度の構図を明らかにしたい。

なお、鎌倉幕府裁判所に提起された「堺相論」史料<sup>5)</sup>については、立法関係史料とそれ以外のものとに大別した上で、時系列にしたがって具体的検討を行っていききたい。

## 2、堺打越制度の立法と運用

### (1) 堺打越制度の立法

#### ① 御成敗式目第三六条

鎌倉期において境相論の紛争処理を規定した最初の立法は、貞永元年（一二三二）に制定された〈史料一〉式目三六条<sup>6)</sup>である。なお、本規定は鎌倉期における堺打越制度の根幹となる史料であるので、ここに口語訳を付記する。

〈史料一〉式目三六条

#### 一 改旧境、致相論事

右或越往昔之堺、構新儀案妨之、或掠近年之例、捧古文書論之、雖不預裁許無指損之故、猛惡之輩動企謀訴、成敗之处非無其煩、自今以後遣実検使糺明本跡、為非拗訴訟者、相計越界成論分限、割分訴人領地之内、可被付論人之方也、

## 【口語訳】

一 昔からの境界を変更し、相論することについて。

昔から存在する境界を越えて新たな謀略を企ててこれを妨げ、または近年の慣例を無視して効果効力のない古い文書を証拠として境界について論じている。勝訴しない場合でもたいした損害がないため、猛悪の輩がややもすれば謀訴を企てる。その結果、裁判にあたって煩瑣が生じてしまう。これからは実検使を現地に派遣して正当な境を究明し、根拠のない訴訟であったならば、境界を越えて不当に領有を主張した面積を算定して、訴人の領地内からそれに相当する分の土地を論人に与える。

式目三六条自体に「打越」という文言そのものは使われていないが、最初の堺打越規定として広く知られている条文である。この規定が制定される以前においては、境界を越えて押領する者がいても「押領を止めよ」との裁定が出されるだけであったため、仮に敗訴しても従来の所領は温存されることとなり、濫訴者があとを絶たなかったであろうと考えられる。したがって、式目三六条ではそうした濫訴に対する罰として、一方当事者が押領しようとして画策していた土地、もしくは既に押領していた土地を他方当事者に返還することはもちろん、これに加えて押領を企図し獲得しようとしていた土地面積分に相当する自己の所領を、「打越分」として、他方当事者に引き渡すことを規定したのである。

## ② 鎌倉幕府追加法七六条

次に、式目三六条のほぼ三年後にあたる文暦二年(一二三五)七月二二日に出された「史料二」鎌追七六条<sup>①</sup>をみてみよう。

〈史料二〉 鎌追七六条

一 所職所帯并境相論之事、源底尋極日、一方之矯飭露見者也、然沙汰之間、有其煩歟、然ハ、所申若為非擲者、可被召所領、又無所領者、可被行罪科之旨、両方之請文取後、可被糺明也、於掠訴輩者、請文所難洪也、存此等之趣、可令致沙汰給之状、依仰執達如件、

文曆二年七月廿二日

武藏守（泰時）在御判  
相模守（時房）在御判

駿河守（重時）殿 掃部助（時盛）殿

この鎌追七六条においては次の点で式目三六条の打越規定と大きく異なっている。第一に、傍線部にあるように、「堺相論」における罰則規定として、所領没収（もしくは罪科）が科されることになったのである。<sup>8)</sup>式目三六条と鎌追七六条の二つの法令は、幕府が「非擲をもつて境相論をなした者に、敗訴罰として所領移転を生じさせている」という点において違いはない。しかし本条において、所領の移転先が勝訴者から幕府へと変移しているのである。つまり、「堺相論」における罰則規定が、当事者間での所領の授受から、幕府による所領没収（もしくは罪科）へと変化したのである。<sup>9)</sup>第二に、訴訟当事者は両者とも、当該訴訟が「非擲」の訴訟と判明すれば所領没収（もしくは罪科）を科される旨を誓約した「請文」をあらかじめ提出するべきことが規定されている。なお、「請文」の提出については、あとで詳しく考察する。

③ 文保年中発給の関東御事書

「堺打越」に関する立法の事実およびその内容がうかがえるものとして次の〈史料三〉 鎮西下知状<sup>10)</sup>がある。

〈史料三〉鎮西下知状(入来院家文書)

永利如性與山田八郎次郎道——能字相論薩摩国薩摩郡石上村荒野野堺打越事

右、就訴陳状有其沙汰、仰使節渋谷弥平三為重同又次郎重幸、被逐檢見之処、如性所進繪図與兩使注進繪図令普合之間、於件堺者、去年元亨四十二年二月十六日 被返付如性畢、而打越事漏勘録之條、違傍例歟、且去文保年中遠州被伺申関東之刻、於堺相論者、可被付打越之旨、被下御事書之上者、不可「以下缺」

これは正中二年(一三三五)発給と推定<sup>11)</sup>される鎮西下知状である。傍線部を見る限り、鎌追七六条から約八〇年後の文保年中(一三二七年二月〜一三二九年四月)に、「堺相論の裁許においては打越分を付加して(被押領者側に)渡せ」との事書が出されていることがわかる。<sup>12)</sup>つまり、鎌追七六条が定めている幕府による所領没収(もしくは罪科)ではなく、打越分引渡が指示されているのである。この打越処理適用によれば、遅くとも文保年間以降において打越分の相手方引き渡し規定されていたということになる。

以上の点を要約すれば、非拠の境相論に対する敗訴罰は、①打越分の敗訴者(＝押領者もしくは押領企図者)から勝訴者(＝被押領者もしくは被押領企図者)への引渡、というものから、②幕府による所領没収(もしくは罪科)へと変化する、③遅くとも文保年間以降、再度、打越分の当事者間授受へと転換している、ということになる。

むろん、これは鎌倉幕府制定法について現存する史料を、その発給時期にしたがって時系列に沿って整理した結果である。そして、このような理解は、鎌倉幕府法の立法契機が「ある特定の具体的訴訟を解決する過程の中にあり」<sup>13)</sup>、「未来に対して法は、極めて限られた機会にしかその効力を発揮し得ない」<sup>14)</sup>とする笠松宏至氏の論を前提とする立場からは、必ずしも受け入れられないかもしれない。笠松説に立てば、たとえば〈史料一〉から〈史料三〉の立法史料はそれぞれの立法時点で、それぞれの史料が示すような内容の立法が行われたという以上の事実を示すも

のではない。したがって、式目三六条(史料一)成立後、鎌追七六条(史料二)成立以前までは、式目三六条の規定が適用され、鎌追七六条と(史料三)の間の時期では、鎌追七六条の規定が適用されていたという保証はどこにもない、ということになるからである。

筆者は、鎌倉幕府法について笠松氏の説くような側面があることを否定するものではないが、本稿においては、ある一つの法制度が形成されていく過程においては、やはり前後に制定された法は互いに関連しあいながら、個別に独立したのではなく制度としての連続性を有していたという立場から、論じていきたい。

#### ④ いわゆる原式目論について

以上、本節の①③においては、式目三六条の三年後に鎌追七六条が発給されたものとして考察を重ねてきたが、実は検討しておかなければならない問題が残されている。それは、式目三六条の制定時期が、はたして本当に貞永元年(一一三三)であるのか、ということである。というのも、佐藤進一氏によって、現在伝わる御成敗式目は制定当時の原形とは異なっているのではないか、という問題が夙に提起されているからである。<sup>15</sup>以下では、佐藤氏の問題提起に始まる御成敗式目制定当初の原形についての所論、いわゆる原式目論について、先行研究を整理しながら式目三六条の制定時期について検討を加えていきたい。

佐藤氏は、式目が制定当初から五一カ条であったことは確実であり、制定後の早い時期に取捨選択が行われ、若干の条文が追加されたのではないかと指摘されている。これは御成敗式目の二段階編纂説とよばれるものである。氏は式目と『法曹至要抄』との条文配列が近似していること等に着目し、現存している式目の第一条から三五条までが制定当初の五一カ条を統合したものであり、三六条以下が追加編入されたものであると結論付けられている。



この三六条以下が追加編入された時期について、佐藤説を支持する立場から研究を進めた羽下徳彦氏は「寛元三年をさほど隔たらない時期」と比定される<sup>16)</sup>。佐藤氏・羽下氏の論に拠れば、堺打越を規定した式目三六条が立法されたのは寛元三年(一二四五)前後となり、式目三六条は鎌追七六条より後に立法されたということになる。もし、この説が成立することになれば、本稿の前提はたちどころに崩れてしまう。しかし、両氏ともに、式目第三七〇四一、四九、五一の各条については後日追加の項目である、という論拠を示されているものの、式目三六条が後日追加されたものであるか否か論証されていない。

これに対して、杉橋隆夫氏は式目の成立および六波羅への送達に関する『吾妻鏡』貞永元年八月一日条、同年九月一日条において、式目の条数を「五〇箇条」と明記していることに着目し、当初の式目は五〇箇条であったと主張される<sup>17)</sup>。また、氏は御成敗式目の制定・公布にあたって執権北条泰時が弟の六波羅探題北条重時に宛てた貞永元年八月八日・同年九月一日の消息二通を丁寧と比較・勘案し、両消息の異同から対朝廷交渉の姿勢がこの一カ月の間に変移したことを解明された。すなわち、前状が添えられた五〇カ条式目が発せられて以来、「京都の法曹官僚を中心として、冷笑どころか噉々たる非難が実際に噴出<sup>18)</sup>」したために、「泰時は、後状において、法典の名称変更や効力範囲を明言して妥協と陳弁に努める一方、反撃と理論武装を試みる必要があった<sup>19)</sup>」、ということである。さらに杉橋氏は、式目三六条は貞永元年(閏)九月一日に立法された鎌追四二条と「本来一カ条を構成したか、もしくは同時に立法された可能性の高い条文<sup>21)</sup>」であると把握される。氏によれば、「式目三六条は、非抛の「堺相論」を企てた場合、今後は実検使を派遣して本跡を糺明し、非抛分を訴人より奪って論人の方に与えんとする規定<sup>22)</sup>」であり、「他方、追加法第四二条も同じく「堺相論」に関する立法だが、ここでは西国公領間訴訟は国司の成敗、莊園の場合は領家の沙汰として聖断を仰ぐべき旨を定め<sup>23)</sup>」た規定である、と評されている。すなわち、式目三

六条の不適用範囲を明示したのが鎌追四二条だと評価されているのである。このように、同時期に立法された式目三六条と鎌追四二条は「中世における最大の関心事、最重要案件たる土地問題について、西国二本所間相論を聖断に委ね、武家法規の不適用を明言する内容を有して」おり、それは「式目に対する公家側の猛烈たる反発を回避するためにはまことに時宜にかなった決定」<sup>24</sup>だったのである。杉橋氏の式目編纂段階説をまとめれば、(イ)貞永元年八月ごろ、原式目が五〇カ条構成をもって成立、(ロ)閏九月ごろ「堺相論」に関する一カ条が付け加えられ、五一カ条式目成立、(ハ)やがて式目〓五一カ条という固定観念が芽生え、のちに式目条文の再編成が行われた折にも総条文数は五一カ条のまま維持された、ということになる。<sup>26</sup>

杉橋氏の所説は極めて説得力に富むものであり、本稿においても杉橋氏の論に依拠し、現式目三六条の制定時期については貞永元年閏九月ごろとみなした上で、次に裁判史料等を素材として打越関連史料を見ていきたい。

## (2) 裁判史料にみる堺打越制度の運用

管見の限り、堺打越制度の実態をうかがうことのできる法令以外の「堺相論」関係史料は、全部で一六件である。<sup>28</sup>これを「裁許事例」と「訴陳状・具書等」とに分類して論じていきたい。

まず、裁許事例については、「堺打越に関連する規定が適用された事例」と「適用されていない事例」との二種類に分類することができる。前者はさらに適用の根拠に着目して、鎌追七六条に基づいた裁許事例(所領没収)と、式目三六条に基づいた裁許事例(打越分の当事者間授受)とに分け、後者は打越規定不適用の理由に言及しているものと、そうでないものとに区分する。

## ①裁許事例

(a) 堺打越関連規定適用事例

(i) 鎌追七六条に基づく裁許事例

「堺打越」に関する規定を適用した事例のうち、鎌追七六条に基づいた裁許がなされたことを確認できるのは、同法が制定されてから五年後の、〈史料四〉『吾妻鏡』仁治二年二月廿五日条である。

〈史料四〉『吾妻鏡』仁治二年二月廿五日条

廿五日癸未、長掃部左衛門尉秀連与高田武者所盛員、於前武州御前遂対決、是上野国菅野庄内境相論事也、盛員奸訴分明之間、任式條可召放盛員所領一所之由、於当座被仰含藤内左衛門尉能兼・加世五郎季村等、可為御使云々、

ここでは、上野国菅野庄内における長谷部秀連と高田盛員との「堺相論」について、論人である高田盛員の奸訴が明らかになったので、式條に任せて所領一所を没収する、という裁許がなされ、訴人長谷部秀連が勝訴している。この史料の「召放<sup>29</sup>」という言葉が文字通り所領没収を意味しているのであれば、この「式條」とは、先に挙げた鎌追七六条を意味していると考えられ、この史料は鎌追七六条が適用された例証となる。

(ii) 式目三六条に基づく裁許事例

しかし、〈史料五〉『吾妻鏡』仁治二年三月廿五日条においては、〈史料四〉からわずか一カ月しか隔たっていないにもかかわらず、その処理が一変している。

〈史料五〉『吾妻鏡』仁治二年三月廿五日条

廿五日癸丑、海野左衛門尉幸氏与武田伊豆入道光蓮相論上野国三原庄与信濃国長倉保境事、幸氏所申、依有其謂、任式目加押領分限、可沙汰付之旨、被仰含于伊豆前司頼定・布施左衛門尉康高等先畢、

この史料では、訴人海野幸氏の主張が認められたうえで、式目を根拠として、係争地に加えて論人武田光蓮の所領が押領の分限として勝訴者たる訴人海野幸氏へ引き渡されることとなっている。すなわち、敗訴者の所領を勝訴者へ移転するという堺打越規定の適用がなされているのであり、本裁許は式目三六条の当事者間における堺打越授受規定<sup>30</sup>に依拠したものと見えるのである。

ここで、この『吾妻鏡』二史料について、前節で論じた「堺打越制度の立法」と対応させて、いったんまとめよう。まず、式目三六条（一二三二）によって、境界相論敗訴者は係争地に打越分を添えて勝訴者へ引き渡すことが規定された。その後、鎌追七六条（一二三五）によって、打越分の当事者間授受は、幕府による所領没収（もしくは罪科）へと変化した。そして、この鎌追七六条を適用する形で、〈史料四〉『吾妻鏡』仁治二年（一二四一）二月廿五日条の裁許がなされたのである。しかし、その一カ月後の〈史料五〉『吾妻鏡』仁治二年（一二四一）三月廿五日条の裁許では、式目三六条規定に基づいた裁許がなされているのである。つまり、仁治二年二月廿五日から三月廿五日という一カ月の間に境界相論における非拠の提訴・非拠の押領についての敗訴罰が所領没収から打越分引渡規定へと反転している<sup>31</sup>のである。

式目三六条に基づいた裁許事例は、〈史料五〉から約六〇年後の〈史料六〉嘉元三年（一二三〇五）閏十二月十二日

関東裁許状<sup>(32)</sup>に見出せる。

〈史料六〉関東裁許状(朽木文書)

佐々木出羽入道々頼後家尼心妙<sup>去</sup>子息五郎左衛門尉義綱代良心与甲斐六郎為行代清幹相論陸奥国一迫板崎郷与苜敷郷堺事

(中略)

然則、於論所者、為板崎郷内、義行<sup>(マ)</sup>之知行不可有相違、次打越事、積論所分限、可被打渡也、次為行致刃傷打擲以下狼藉否事、近隣見聞之旨、心妙雖載訴状、為行論申之上、心妙不注申証人交名之間、不及沙汰者、依鎌倉殿仰、下知如件、

嘉元三年潤十二月十二日

<sup>(大佛宗意)</sup>  
陸奥守平朝臣 (花押)

<sup>(北条時時)</sup>  
相模守平朝臣 (花押)

これは、陸奥国板崎郷の地頭であった佐々木道頼の後家である尼心妙の子息義綱の代理人良心と、苜敷郷の地頭であった甲斐為行の代理人清幹との、一族内相論についての裁許状である。論所である百姓等の名田は板崎郷内と認定され、「打越のこと、論所の分限を積もり、打ち渡されるべきなり」と、論人為行から訴人義綱への打越分引渡の判決が出されている。

さらに、前述の〈史料三〉正中二年(二三二五)鎮西下知状も、式目二六条に基づいた裁許事例であるといえよう。この相論は、薩摩国若松名内石上村を領する永利如性と同国草帳名を領する山田八郎次郎道政とが、両者の境界にある荒野内畠地屋敷等の帰属をめぐり争っているものである<sup>(33)</sup>。この相論の判決では、訴人永利如性の訴えが認められ、押領地に加えて、論人山田八郎道政の所領内から打越分を付して訴人永利如性へ引渡す旨、命じられている。本裁許は、〈史料三〉以前に出された裁許状<sup>(34)</sup>が、打越に関する判決を記載していなかったため、文保年中に発給さ

れた事書に依拠して、改めて打越を適用した事例である。

〈史料六〉と〈史料三〉は、前述した『吾妻鏡』所載の事例(史料五)から約六〇年後の事例であり、その間の法の適用実態は不明であるが、この問題については、「訴陳状」「具書」等の史料も加えて、本節第二項で検討する。ここでは、少なくとも鎌倉後期、一三〇〇年代においては、境界相論の敗訴罰として、式目三六条規定にみえるような、打越分を添えて勝訴者に引渡すという処理が行われていたということを指摘しておきたい。

(b) 堺打越関連規定不適用事例

(i) 不適用の理由に言及している事例

次に、「堺打越」に関連する規定が適用されなかった裁許事例について見ていきたい。

史料上、明確に「打越を付さない」理由に言及している裁許事例は、(イ)「非扱の訴えではないとされた場合」と、(ロ)「係争地が神領の場合」とに区分できる。

(イ) 非扱の訴えではないとされた場合

「非扱の訴えではないとされた事例」として、〈史料七〉文永九年(一二七二)四月五日関東裁許状<sup>35</sup>を取り上げる。

〈史料七〉 関東裁許状(秋田藩採集文書 小泉藤左衛門昌堅蔵)

飯高左衛門次郎胤員与那須肥前次郎左衛門尉資長相論陸奥国八幡庄内萩藪・蒲生両郷堺事

右、対決之處、両方申詞枝葉雖多、所詮、萩藪者、本主景衡貞永元年讓渡右衛門大夫長経、長経又寛元二年讓与胤員之處、不知其堺之間、被差下御使、任景衡讓状、可被糺明之由、胤員依令申、被差遣山内中務三郎経通・高泉太郎信幹等之處、如経通等取進進士次郎重宗文応元年六月二日起請文者、雖載子細、<sup>①</sup>彼重宗者、依所従相論、為資長敵人之間、不足証人、此外無指証扱之間、胤員訴訟

不及沙汰、<sup>②</sup>次打越事、資長雖申子細、胤員本自不差申際目之間、不及付打越者、依鎌倉殿仰、下知如件、  
 文永九年四月五日

相模守平朝臣 (北条時宗) (花押)  
 左京権大夫平朝臣 (北条政村) (花押)

この裁許状は陸奥国末松山八幡宮領八幡庄内萩園郷の飯高胤員と蒲生郷の那須資長との事例である。<sup>36)</sup>胤員の主張によれば、萩園郷は、陸奥介平景衡から飯高長経に譲られ、更に長経から胤員に譲られたものであるが、訴人胤員自身が、境界はどこであるのかを具体的に知らなかったため、境界の糺明を幕府に依頼したことに端を發した相論である。結局、調査にあたった実検使を介して幕府に提出された進士次郎重宗の起請文については、「彼重宗者、依所従相論、為資長敵人之間、不足証人、此外無指証擲之間」(傍線部①)、つまり証拠不十分と判断され、胤員の主張は取り上げられなかったようである。この訴訟の主眼は訴人胤員が具体的に知らなかった境界を確定することにあつたはずであるが、土地の故老であろう進士次郎重宗が証人として不適格であつたため、境界の確定自体については、明確な裁定はなされていない。そして、「次打越事、資長雖申子細、胤員本自不差申際目之間、不及付打越」(傍線部②)とあるように、胤員が「元々はどこそこが境界である」と具体的に境界を指し示していなかったために打越は付されなかつたのである。

すなわち、本訴は、訴人胤員が境界の位置を知らなかつたために、その糺明を幕府に依頼しているという性格のものであり、「虚偽の境界を主張している」というものではなかつた。式目三六条・鎌追七六条は、訴えが「非擲」であることを要件として規定している。本事例は、「非擲」の訴えと認定できない場合には、打越処理規定を適用

せず、式目三六条を嚴格に運用していたことを示す。つまり、根拠もなく虚偽の主張・押領をなしているのではない訴えについて打越処理は適用されなかつたことを示すといえよう。

（口）係争地が神領の場合

神領の事例としては〈史料八〉正安二年（一三〇〇）三月二三日の関東裁許状<sup>37</sup>を挙げる事ができる。

〈史料八〉関東裁許状（温故古文抄）

（前缺）

状并康元取帳顕然之上者、云湖、云田畠、如元可被付当莊云々、如覚心申詞者、湖者自往古北英田内也、横大道南田者、以湖干上、漸々所開作来也、且如雜掌出<sup>帶之</sup>对寛治立券状者、限南湖云云、可進退海之所見無之、而雜掌押領之間、代々就訴申子細、被經御沙汰之條、御教書并守護注進状分明也、但康元取帳者、雜掌押領之時事也、以自由取帳、争可乱往古之堺哉云云者、如雜掌所進寛治立券状者、当庄南堺者、限湖之由、所見也、於彼状者、覚心無論、如使者註進<sup>進</sup>繪図者、今論所者為湖以東之間、為当社領内之旨、帶康元取帳雜掌申之処、湖者当保内也、件田畠者、以湖水流落之跡耕作之間、為当保分由、覚心雖申之、以河海立堺之時、以中心為堺之條、為通例之間、於湖東田畠等者、金津庄可進止之條、不及子細、隨而於西堺、塩海者当庄所進退也、何号往古之湖、可押妨以東之田畠哉、且康元取帳者、為押領時状之旨、覚心雖称之、不加殊難、而帶寛喜御教書并守護人状等、覚心雖申子細、如彼御教書等者、当論所事、無所見之間、旁不足証文、然則、於彼田畠等者、以湖之中心為堺、所被付于金津庄也、次打越事、当庄為神領之間、任先例、不及其沙汰焉、

（中略）

以前條條、依鎌倉殿仰、下知如件、

正安二年三月廿三日

陸奥守平朝臣（花押）

相模守平朝臣（花押）



本史料は上賀茂社領である加賀国金津庄雑掌祐豪と、法勝寺常行堂領であった同国北英田保地頭代覚心によって争われた、湖とその干拓地における田畠に関する境相論である。<sup>38</sup>幕府は、「彼の田畠等においては、湖の中心をもつて堺となし、金津庄に付けらるる所なり。次に打越のこと、当庄は神領たるの間、先例に任せ、その沙汰に及ばず」(傍線部)と裁許している。敗訴者(被告:北英田保地頭代覚心)から、勝訴者(原告:金津庄雑掌祐豪)への打越分引渡を命じていないのである。すなわち、勝訴者金津庄が神領(上賀茂社領)であったため、敗訴者からの打越分が付されない、という事態になっているのである。仏神領保護の観点から、敗訴した側が神領であったために打越分引渡を適用しない、というのならば論理的にもわかりやすい。しかし、裁許状の文面では、打越分を受け取る側の金津庄が「為神領之間」、つまり神領であったために打越処理の適用を受けなかったという事態になっている。その理由としては、以下の四つが考えられるだろう。

第一に、ただ単に裁許状発給者が事実関係を錯誤していたため、もしくは表記する際に、「寺領」とするところを誤って「神領」と記してしまったのではないかということである。

第二に、当時の「寺領」という概念が「神領」という概念に包摂されていた可能性がある。つまり、「寺領」と同意で「神領」の語が用いられており、裁許状の「神領」とは、法勝寺常行堂領のことを指しているものと考えられるのである。

第三に、徳政の一環として発せられた「寺社領興行法」の影響も想定できるだろう。笠松宏至氏によれば、徳政を読み解く一つの鍵として、移転の経緯はどうあれ所領は本来の所有者のもとに戻るべきだとする考え、すなわち「《戻り》の現象<sup>39</sup>」という社会的通念があったとされている。「寺社領興行法」にも、この「《戻り》の現象」が内包されている。「寺社領興行法」は「社寺領の多くがあるいは師弟の間に私的に譲与相伝され、あるいは自由に売却

贈与された結果、本来の「仏物」「神物」が、仏事神事の費用を生み出すことのできない「僧物」「人物」に代わってしまっている現状にメスを入れ、それらを取り戻して本来の「仏物」「神物」に回復させること<sup>40</sup>を意図して立法されたのである。このように仏事神事の費用を確保するため、土地を本来の領有関係に戻すことが「寺社領興行法」の目的だったとするならば、(史料八)の事例において打越分引渡の処置を行った場合、本来「仏領・仏物」である北英田保の一部が、「神領」である金津庄に打越分として編入され「神領・神物」となってしまふ。本件において打越処理を行うことは、「仏物」「神物」を本来あるべき姿に回復するという「寺社領興行法」の目的に、違背したものとなる。また、打越分として北英田保の一部を金津庄に付したとしても、その土地が本来「仏物」であった以上、北英田保は「寺社領興行法」を根拠にして打越分該当地を容易に取り返すことができたであろう。このように、仏神領において堺打越規定を適用することは、「寺社領興行法」の主旨に違背し、これを無意味なものにしてしまふのである。

以上に挙げた三つの可能性はいずれも不適用の理由として十分想定できるところではあるが、最も可能性の高い理由として次のようなことが考えられる。すなわち、神領保護の観点・裁許状の文面という視点から離れて、鎌倉幕府の裁判管轄上の問題から、打越規定を適用しなかった、ということである。佐藤進一氏は、その著書『鎌倉幕府訴訟制度の研究』<sup>41</sup>において、「鎌倉時代の中期から後期に亘って、二つの西国本所領間の境相論が幕府に提起された時、幕府はその度ごとに、『西国堺のことは聖断たるべし』との原則を表明して、それらの受理を拒んだ<sup>42</sup>」ことに注目し、鎌倉幕府は「西国の二本所間の訴訟に対しては裁判権を有しない」という根本原則が存在していたことを指摘されている。<sup>43</sup>(史料八)の裁許状が発給された正安二年(一三〇〇)時点において、加賀国は六波羅探題管轄の西国であったと比定できる。<sup>44</sup>したがって、幕府は本相論を西国二本所間の「堺相論」と認識した上で、原則的

には裁判管轄を持たないのであるが、一方当事者たる覚心の身分が「地頭代」という鎌倉幕府が管掌している身分であったために訴訟にコミットすることになった。しかし、堺打越分付与については、紛争当事者の所属する(武家以外の)本所・領家に帰属する所領自体の範囲限界たる境界を結果的に変更させることになってしまったため、積極的に裁定を下さなかつたといえるのである。古澤直人氏の言葉を借りれば、「〔莊園公領制下における支配の枠組みの画定にかかわる問題である〕」<sup>45)</sup>相手方への堺打越分付与について、幕府は積極的に裁定を下さなかつたと考えられるのである。したがって、〔史料八〕において打越処理が適用されていないのは、西国の二本所間訴訟であつたためだという理解が最も大きな理由だと考えられるのである。

(ii) 不適用の理由に言及していない事例

「堺相論」について裁許が出されているものの、「打越」についての言及がない事例について見ていきたい。

〔史料九〕貞永元年(一二三三)十一月二十八日関東裁許状<sup>46)</sup>は、薩摩国阿多郡内を一族内で南北に分割相続した後、その境界が相論の対象となったものである。

〔史料九〕関東裁許状(二階堂文書)

可令早停止相論、守絵図判形、致沙汰薩摩国阿多郡南北堺事、

(中略)者、以自身所帯之証文、申違之由称申之條、頗有矯飭之疑歟、次家高自身断本鳥之由事、問注之時者、時景一人見知之間、無証人之由申之、直被召問之時者、以亡者等立申証人之條、甚不足信用歟、<sup>①</sup>抑悪口并構虚言致讒訴罪科事、有被定置之旨、而如時景

申状者、已以似悪口、又可謂虚言歟、仍家高所申非無其謂、然則、於觀音寺大門前之論所者、以南路可為境、至于其以西者、任宗家法師讓状之境、<sup>②</sup>各停止相論、可致其沙汰、且加判形於絵図、下給両方畢、早守其旨、可令領掌之状、依鎌倉殿仰、下知如件、

貞永元年十一月廿八日

武藏守平朝臣 御判  
（北条泰時）  
（北条時房）  
 相模守平朝臣 御判

本件では、最終的には論人たる鮫島家高が勝訴しているが、傍線部②にあるように「各々相論をやめて、判形を加えた絵図にしたがい、互いに領掌せよ」とされたのみで、非抛の訴えをなした訴人から論人方への打越分引き渡しは命じられていない。また、傍線部①によれば、式目一二条の「悪口の咎の事」または式目二八条の「虚言を構え讒訴致す事」を適用しようとしているとも考えられるが、結果的に適用されていない。敗訴者に対する処罰について、何ら明記されていないのである。その理由としては、この裁許の成立が御成敗式目が制定されて間もない時期であるために、「今後このような罪を犯せば、このような制裁が科されることになる」ということを含意した「訓戒」的な判決であったため、と捉えることができる。ただし、事書において「南北堀事」と記してあり、「堀相論」であることは明白であるにもかかわらず、打越規定に一言も触れられていないことについて疑問は残る。しかし、堀相論であっても、打越分引渡を越える、より重い制裁を適用すべきだと判断された場合においては、もはや堀打越は問題とされなくなつたと考えることができるのではなからうか。本件で挙げられている「悪口の咎」や「讒訴の咎」といった犯罪に対しては、所領没収や流罪といった制裁が用意されている。幕府が、本来は「堀相論」として訴訟を扱っていたとしても、より重大な違法行為があつたと判断した場合、堀打越分の相手方引渡措置は、「堀打越より重大な違法行為に用意されている、堀打越分引渡より重い制裁に吸収される」、と考えられるのである。

〈史料一〇〉建長七年(一二五五)一月廿四日関東裁許状<sup>47)</sup>は、越後国小泉庄内牛屋条地頭色部公長と同国荒河保地頭荒川景秀とが、両者の所領の境界としていた川の流路について争っている事例である。

〈史料一〇〉関東裁許状(古案記録草案(色部文書))

越後国小泉庄内牛屋条地頭色部右衛門尉公長と同国荒河保地頭荒河四郎景秀与相論之事、

右、対決之處、如公長申者、牛屋条南境者、為大川之間、在家島等追年令河成畢、景秀称河成、令押領之条、無其謂、或所者称古川跡、越当時河知行之、或所者雖無河跡押妨之、早停止新儀、可守往古境之由、欲被仰下云々、(中略)、然者、就一方、可蒙御成敗之由、公長所申非無其謂、仍於向後者、随河流、以北端為其境、相互無違乱、可令領知之状、依將軍家仰、下知如件、

建長七年十月廿四日

相模守平朝臣 判形

陸奥守平朝臣 判形

幕府は、最終的な裁許において訴人の主張を認容したものの、敗訴者たる論人に堺打越分の引渡措置を科していない。治水・護岸技術が現在ほど発達していない当時において、流路の変化は日常的な出来事であったと考えられる。それゆえ、その河川を挟んで位置する二つの所領間では、常に相論が絶えなかつたはずである。したがって、本件のように河川そのものを境界として争う場合、当事者が根拠としている境界そのものが変化している以上、景秀に越境しているという認識があるのか無いのか、すなわち「非拠」の訴訟であるか否か、その認定は困難を極めたと考えられる。つまり、「非拠」の訴訟であることを積極的に認定できない場合には、〈史料七〉の事例と同様に、打越規定を適用しなかつたと考えられるのである。

次の〈史料一一〉正元元年(一二五九)七月廿七日関東裁許状<sup>48)</sup>は撰津国枳柵庄と多田院との相論である。

〔史料一〕 関東裁許状(多田神社文書)

〔編書〕 関東御下知案、正文者御内在之

撰津国枳祢庄領家土御門宰相中将家雜掌前大和守仲景并同庄公文僧月性等與多田院雜掌沙弥光信相論堺事、

右、光信申云、為多田御領山九万八千町事、國中無其隱之上、枳祢庄官皆以所令存知也、多田堺者、東立板峯、西者有間堺、北者賀屋関、南者里也、次多田院者、雖不帶証文、任先例可致其沙汰之由、右大將家御下文顯然也、而間、守旧規致沙汰者也、山野者為多田進止之間、枳祢庄百姓等至于當時、併令弁山手於多田方、証拠何事如之哉、山手事、不限角尾之百姓、枳祢一庄村々在家不漏一宇、令取之條、御使入部之時、被糺明真偽之日、不漏一宇在家之條顯然也云云、然則、角尾百姓許弁山手事者、無証拠、自枳祢庄弁山手於多田之條、仲景等既自称、如光信所進大將家御教書者、任先例可致沙汰云云、多田院者依為没収之地、雖不帶証文、且依先例、且任大將家御教書、不限当庄、多田之内権門領二十余ヶ所雖有之、至于山者、自惟義(大内)之時、承久御補任以後、御進退之間、以前御代官為国・泰綱出山野制符免状於所々之條、無異議歟、仲景等者、以天曆以後公券等、雖申子細状、文與申詞不符合之條、大概載于状右、仍至于山者、可為多田進止、依將軍家仰、下知如件、自途條々略之

正元元年七月廿七日

(北条長時)  
武藏守平朝臣  
(北条政村)  
相模守平朝臣

本件でも敗訴者たる訴人に打越罰は科されていない。ここで打越分の引き渡ししが科されていないのは、〔史料九〕へ史料一〇の事例とは異なる理由に基づいていたと考えられる。本件の所領の領有關係に注目してみると、枳祢庄は土御門家が領家を務める日吉社領であり、多田院は本家近衛家の請所として北条家公文所が支配する土地である。<sup>(49)</sup>つまり、二本所間の境界をめぐる訴訟であり、かつ、撰津国は鎌倉期を通して西国に属している。すなわち、本件は〔史料八〕と同様、「西国二本所間訴訟」に該当することになり、原則的に幕府は訴訟を受理しないことになる。しかし、一方当事者が幕府關係者であるために訴訟を受理し、判決を下したものといえる。とはいえ、自ら

も一本所にすぎない幕府が、他の本所に対して、「正当な境界を復活させる判決」を出すことはできても、所領の一部移転を行う結果として、本来の境界の変更をも伴ってしまう堺打越分の引き渡しという措置まで、判決内容に盛り込むことは不可能な立場にあったということを示唆しているのであろう。

〈史料二二〉元亨四年(一二三四)二月一日鎮西探題裁許状<sup>30)</sup>は、先述の〈史料三〉が発給されるもとなつた鎮西探題裁許状である。

〈史料二二〉鎮西探題裁許状(薩摩入来院家文書)

永利如性と山田八郎次郎道政<sup>本名道能</sup>相論薩摩国薩摩郡内石上村草帳名堺荒野事、

右、訴陳状具書枝葉雖多、所詮、如性則当郡者、建久七年立券之時、云如性所領若松名内石上村、云道政分領草帳名<sup>号薩摩</sup>堺分明也、所謂如彼抄帳者、石上村四至、東本御領加那毛、西羽太、南馬渡并榎迫、西草帳東迫、北公田云云、薩摩迫四至、東石神島、西大路、南田渡横大路、北川云云、而道政相語守護代阿忍、切上往古堺馬渡路、自元應元年、令押領石上村南依荒野之上者、仰使節、被檢見堺、可被付打越分限之由訴之、道政亦時吉内草帳名者、武家進止之地也、石上村者、本所領弁濟使名勸童丸内也、於本公檢者、時吉名惣領主在国司入道道雄所持之間、不能備進、如性指申四至堺、為草帳名之條明鏡也、如性押領件荒野内島地・屋敷等之間、雖含愁訴、依為無力、黙止之処、遮自科致奸訴歟、於馬渡路并榎迫等者古跡也、遂檢見、被召繪図、可被札明本跡之條、尤令庶幾之旨、陳之者、石上村南堺者、為馬渡・榎迫之條、道政無異論、仍彼荒野者、為石上村内歟、為草帳名内否、莅論所、遂檢見、以繪図可注進之旨、被仰澁谷弥平三為重・同又次郎重幸等之処、如今年六月十二日為重請文者、莅件論所、遂檢見之処、道能令出対于彼論所、号往古堺馬渡・榎迫、如差申者、無其証跡、此上者、任立券帳、件論所為石上村内之旨見候、仍進上繪図云云、如同十八日重幸請文者、如性所立申之馬渡者、在所分明候、道能差申之馬渡・榎迫者、無証跡候之間、為石上内之由存候、仍繪図進上云々、<sup>各起請詞、在之、</sup>如為重進之繪図者、馬渡・榎迫者、為論所荒野以南歟、隨而、令符合于如性所進建久抄帳等畢、加之、為如性被押領田島之由、道政自称之間、還顯如性知行証跡歟、但、道政者、当村為本所領勸童丸内之由、雖称之、不備進支証、如性者依殺害不実、先年被収公所帶、菊池三郎以下為勲功賞令拝領畢、而於当村者、守護令勘落子闕所注文之間、漏御下文之刻、新給人就訴申、被尋問証人等之刻、為如性私領若松名内之條、依無相違、欲被裁許之最中、如性還補之間、如元知行畢、而又道政相語阿忍、立還押領之由、如性令申之処、道政不

帶支証、只寄事於本所、以胸臆擬遁申之條、非無奸曲歟、然則、於件堺荒野者、守建久立券抄帳、為若松石上村内、可令如性領知者、依仰下知如件、

元亨四年十二月十六日

修理亮平朝臣(北条英時) (花押)

この裁許状においては、訴人如性が「打越の分限を付せらるべきの由」を訴えているにもかかわらず、幕府が最終的な判断で、打越について一切言及していない。幕府の最終判断に打越分引渡の文言がなかったため、勝訴者側から再度の打越分引渡請求がなされた。その後、先述の「史料三」の鎮西下知状が出され、ようやく勝訴者たる訴人如性への打越分の引渡が裁許状に明記されたのである。つまり、意図的であるか否かは不明であるが、本件は、打越処理判決の「記載漏れ」裁許であったといえる。もしこうした「記載漏れ」裁許が一般的であったとすれば、本節で考察してきた打越規定を適用していない裁許事例についても、同様に「記載漏れ」裁許だったと考えることも可能であろう。しかし、「史料二」のように後日あらためて打越が適用されたという徴証は、他の事例には見出せない。したがって、「史料二」以外の打越規定を適用していない事例は、何らかの理由で打越分が付されなかったと考えるべく。

以上の不適用事例の検討から「堺相論」において堺打越制度の適用が除外されるにいたるいくつかの事由を明らかにすることができた。第一に【敗訴者に対して堺打越規定以上の重い制裁が科される場合】、第二に【非拠の主張とは認定できない場合】、そして第三に【西国一本所間訴訟である場合】である。



ここで、【西国二本所間訴訟である場合】について補足しておきたい。「堺相論」は、領地の限界範囲を画定している境界を争う相論である以上、当該領地から得分を得ている関係者すべてに影響を及ぼし得る訴訟である。西国二本所間堺相論が鎌倉幕府に提起された場合であっても、幕府は当該期における一権門にすぎず、複数権門間の横断的な訴訟については権門間による政治的な交渉が必要であった。<sup>51</sup>つまり、得分収取の根元たる領地の範囲について、広狭の変更を生じさせることになる打越分を付加し引渡すという措置は、一つの権門のなかで完結しない問題として位置づけることができる。

これに対して、鎌倉期における「堺相論」は後掲の〔堺打越関係文書一覧表〕にあるように、荘園内や郷内といった一つの所領単位内において争われることが多く、ゆえに武士身分相互間で相論されることが多かったといえる。したがって、幕府の立場として、管轄権を持つ東国や御家人の所領単位という枠内で、堺打越処理を適用することは可能であったが、逆に裁判管轄権を有しない西国二本所間訴訟については政治的配慮から打越処理を適用し得なかったであろう。<sup>52</sup>

## ② 訴陳状・具書等にみる堺打越制度

次に、訴陳状・具書等の訴訟関連文書を素材に、堺打越制度の分析を行うこととしたい。

訴訟文書において打越処理の適用を要求している事例として、文永四年(一二六七)八月十一日発給と推定される〈史料一四〉石塚寂然請文<sup>53</sup>を検討しよう。

〈史料一四〉石塚寂然請文(肥前深堀家文書)

深堀左衛門入道蓮上子息時光申、問注由事、以時光可令遂其節之旨、<sup>①</sup>蓮上相副打越請文、不進覽拳状候之上、為蓮上構非分堺論、<sup>②</sup>乱入肥御崎寺領内切杭高浜、或押取寺用米百余石并数拾余町田畠作毛已下若干山船所出物等、或召籠百姓所従、無左右令沽却候之間、一々可糺返之由、雖被下数通御下知候、敢不敘用、剩為延引巡道之沙汰、寄事於無実狼藉、乍掠申閱東御教書、依無陳方、<sup>③</sup>難洪打越請文、不及対決、逃下之後、徒經数十年候之間、<sup>④</sup>於今者、任先傍例、可被宛行堺打越之旨、所被注進候也、而正員蓮上適居住上総国候之上者、相貽御不審候者、定直御尋候歟、仍當時相向代官、遂問注候之条、可有何様候哉、以此趣、可令申沙汰給候、恐惶謹言、

八月十一日

進上 伊地知三郎殿

沙弥寂然請文

これは、承久の乱の恩賞地として肥前国彼杵庄戸町浦地頭職を宛行われた上総国御家人深堀氏と、伊佐早庄内肥御崎寺の石塚寂然との間に惹起した境界相論である。<sup>④</sup>本文書における堺打越処理によれば、「蓮上打越の請文を相副え、拳状を進覽せず候の上」(傍線部①)とある。寂然の主張によれば、深堀氏側が「打越の請文」の提出を渋っている(傍線部③)のは、弁明することのできない「非分堺論」(傍線部②)を主張しているからだ、とのことである。つまり、「打越の請文」を提出していないことを根拠に、相手側の違法性を幕府に訴え出ているのである。このことは裏を返せば、何はともあれ訴訟が受理されるためには、訴人による「打越の請文」提出が必要であったと解釈できよう。ここにいう「打越の請文」とは、それが訴訟の審理以前に提出することが求められていることから考えて、<sup>①</sup>史料二「鎌追七六条に、「所申若為非扱者、可被召所領、又無所領者、可被行罪科之旨、両方請文取後、可被糺明也」とある「請文」と、手続的には同様のものであると考えられる。すなわち、鎌追七六条が立法後間もなく用いられなくなったことは先に述べた通りだが、その中の請文提出要件だけは後代まで残存した、といえるのでは

ないだろうか。寂然によって指摘されている深堀氏側の「難洩打越請文」(傍線部③)という事実の背景には、鎌追七六条にある「於掠訴輩者、請文所難洩也」という意識があったに違いない。本史料自体において注目すべきなのは、問状を受け取った論人寂然が、相手方である深堀氏に対して、境相論における提出要件たる請文を副えて提出していない不備を追及しているという点と、さらには深堀氏側が「打越の請文」を提出せず、対決にも及ばないで数十年経たことを理由に「於今者、任先傍例、可被宛行堺打越」(傍線部④)と、論人寂然が打越分引渡を要求している点である。そしてこのことは、非抛の「堺相論」への罰則として鎌追七六条の没収(もしくは罪科)規定から式目三六条で規定された堺打越分の当事者間授受へと変化した後においても、鎌追七六条において規定されていた請文提出だけは訴訟手続上の一要件として採用されていたことを示唆している。

以下、「堺打越」の適用を当事者が求めていたことを示すいくつかの史料を見てみよう。文永十一年(一二七四)以前と比定できる「史料一五」中野仲能代助清申状<sup>55</sup>では、「任傍例、為宛賜打越」と主張しており、同訴訟に際して提出されたと思われる「史料一六」中野仲能重申状<sup>56</sup>でも、「任傍例、為充賜堺打越」と、傍例に任せて堺打越処理適用を要請している。また「史料一七」嘉元四年(一一三〇)正月日の澁谷重心重陳状<sup>57</sup>案では、「可充給打越由事、所令庶幾也」と、論人重心が打越分を賜りたい旨主張している。さらに「史料一八」元亨二年(一一三二)六月日の尾張堀尾庄雜掌良有申状<sup>58</sup>では、訴人良有が論人方を「毎年打超之科」に処せられんことを幕府に対して主張しており、間接的にはあるが、打越分の引渡を請求しているものと解される。

以上述べたようなことから、鎌追七六条が適用されていた期間以外には、鎌倉期を通じて「打越」の処理が存在していたことを確認できる。

### 3、堺打越制度の形成

#### (1) 堺打越制度立法の背景

本節では、堺打越制度に関する立法過程の背景について考えてみたい。

堺打越規定の歴史的経緯について整理してみると、文暦二年（一二三五）発給の鎌追七六条から仁治二年（一二四一）『吾妻鏡』二月二五日条までのおよそ六年間に限って、敗訴者から所領を没収することになっていた。この期間以外の史料では、堺打越処理が適用もしくは要求されていたことは明らかであるので、鎌倉期の大きな流れとしては、「非抛」の訴えをなした敗訴者の所領から、打越分を付して勝訴者へと引き渡す「堺打越分加増引渡措置」がなされることで一貫していたといえる。式目三六条によって規定された「堺打越分加増引渡措置」は、鎌追七六条によって幕府による所領没収（もしくは罪科）へといったん変化するも、その六年後、再び当事者間による「堺打越分加増引渡措置」へと反転しているのである。では、限定的な期間であるにせよ、なぜ没収規定が存在し、再び、それが否定されるに及んだのであろうか。

笠松宏至氏によれば、鎌倉幕府法は体系性・整合性を有しておらず、それ故に中世法の世界では「有名なる法」（「誰しも手にし得る法」と「無名なる法」（「誰しも手にし得ざる法」との間）、その実効力という面であまりにも大きな懸隔が存在し、無名な法は限定的効力しか持ち得ないことが中世法のひとつの特質である、とされている。笠松氏の論に沿って、堺打越制度を考えてみれば、御成敗式目に規定されている式目三六条は「有名なる法」であり、追加法である鎌追七六条は「無名なる法」であったとも考えられよう。そうであれば、鎌倉期を通じて、原則とし

て「有名なる法」たる式目三六条規定に依拠して「堺打越」が処理されたと考えることも可能であろう。

しかし、筆者は、笠松氏の説く中世法の特質は、あくまでも、その一側面であり、今回検討してきた堺打越処理規定に関しては以下のような別の側面があると考ええる。まず、わずか一例ではあるが、鎌追七六条の規定を適用した(史料四)判決が出ている。そして、鎌追七六条制定の文暦二年(一二三五)から、(史料四)判決が出された仁治二年(一二四一)二月までの六年間以外には所領没収判決の事例を見出すことはできないのである。次に、式目三六条制定の貞永元年(一二三三)から鎌追七六条制定までの時期、および(史料五)判決が出された仁治二年(一二四一)三月以降において、打越処理がなされていたことは、本稿で挙げた史料の考察から明らかである。つまり、堺打越制度の判決は、法令とは無関係に出されるのではなく、法令が変わるとそれに対応した判断が示されていたものと考えられる。ただし、所領没収規定適用判決である(史料四)から、堺打越規定適用判決である(史料五)の期間にあつては、元の打越処理に戻す旨定めた法令は現存していない。この点については、法令がたまたま史料として残らなかったと考えられるが、具体的な法令は出されなかったものの打越処理を行うことが幕府裁判機関の内部規定もしくは法的慣行として定着したとも考えられる。非拠の「堺相論」における所領没収適用例はただ一つしか存在せず、甚だ危うい根拠であることは否めないが、(史料五)『吾妻鏡』仁治二年三月二五日以降、すべての事例において打越処理がなされていたことから考えても、堺打越処理が定着していたものと捉えることができる。堺打越制度は、式目三六条によって打越処理が制定されたものの、鎌追七六条によって罰則が所領没収(もしくは罪科)へと変化し、仁治二年(一二四一)二月二五日から同年三月二五日の間に再度打越処理へと転換されたのである。

現時点では鎌追七六条から打越処理規定へと転換されたことを示す具体的な法令やその他の史料を発見するに至っていないが、訴訟処理方法はたしかに転換されたものと考えて、その転換の背景について少し考えてみたい。

まず、鎌追七六条における所領没収規定が武家裁判所において当事者能力を有する人々によって、拒絶されたのであろうということが想定できる。なぜなら、境界相論の勝訴者にとって、式目三六条の打越処理であれば得られていたはずの土地が、鎌追七六条の規定では幕府に没収されることとなり、自らの領地としては得られなくなってしまうからである。また、敗訴者にとってみても、式目三六条に基づいて自らの所領の一部を相手方に引き渡す堺打越制度は、いわば因果応報的な観念に照らして、やむを得ないことと受けとめられたのかもしれないが、鎌追七六条のように刑事罰的な要素を色濃くはらみつつ、自己の所領が幕府に没収される事態は、できる限り回避したかったと考えられるからである。つまり、式目三六条で規定された敗訴者から勝訴者への堺打越分を付加した引渡措置こそが訴訟当事者が諒解できる紛争処理であったといえる。

第二に、打越処理が従来からの慣行として存在していたのではないか、ということである。「堺打越」に関する史料において、打越処理を請求する際の根拠として、「先例に任せて」「傍例に任せて」という文言が散見できる。この「先例」「傍例」が式目三六条によって形成されたものであるか否かに拘わらず、「堺相論」当事者の認識において、打越処理は古くから各所において行われていた慣行であると捉えられていたと想定できる。つまり、打越処理という慣行の存在は、幕府による没収規定の実施を拒否する際の、一つの根拠となったのであろう。<sup>60</sup>

このように「堺打越」の立法過程を捉えれば、御家人に代表される武家裁判機関の利用者たちによる式目三六条への強い再変更要請が、幕府による立法を變更させる力として働いていたといえる。また、逆に幕府法は自己の裁判機関利用者たちの要請、ひいては現実の紛争解決に対応するためには、自らの立法を變更させる柔軟性を有していたと考えられるのである。

## (2) 堺打越制度の運用

次に、堺打越制度の運用つまり具体的な紛争処理について、「請文」に留意しながら検討していこう。

〈史料一四〉は、堺について相論が生じ、裁判所に訴えが提起される際、「非坵の訴訟であったならば打越分を相手方に引き渡す」旨の請文提出が行われていたことを示す事例であった。「請文」について規定したのは鎌追七六条であるが、打越規定が復活し、鎌追七六条が用いられなくなった時期であるはずの文永四年八月一日に作成された〈史料一四〉において、打越の請文を提出していない訴人が指弾されていることを、どのように考えたらよいのであろうか。おそらく〈史料四〉以降〈史料五〉以前の時期、もしくは〈史料五〉以降の遠くない時期に、式目三六条と鎌追七六条を組み合わせた法・もしくは法的慣行が成立したと考えられる。つまり、式目三六条の「非坵の訴訟をすれば打越分を相手方に引き渡す」ことに、鎌追七六条の「打越処理を受け入れることを記載した請文提出」を組み入れた法もしくは法的慣行が形成されたと考えられるのである。この背景として、幕府が鎌追七六条の所領没収規定から当事者間の打越分引渡規定に戻すにあたり、請文徴集規定を設けることで非坵の濫訴および非坵の押領に対する抑制力の維持を期待したことが考えられる。

ところで、新田一郎氏は「日本中世の紛争処理の構図」<sup>61</sup>のなかで、「初中期鎌倉幕府裁判にあつては、中途の手續進行、判決の導出いずれの局面においても、当事者の「承伏」の存否が決定的な意味を持ち(中略)、判決の有効な存立は(中略)、当事者の具体的な合意の事実的な存立に依存するものと考えられる」と述べられている<sup>62</sup>。新田氏のことばを用いて説明するならば、式目三六条から鎌追七六条へと制度を変更した結果、当事者が鎌追七六条規定による処理に対して「承伏」しなかった、と考えられよう。そして「承伏」へと到達できなかったことこそ、鎌追七六条の存続を不可能ならしめた最大の理由であったと考えられるのである。そこで幕府は、一方では当事者を

「承伏」させる有効な判決を導出するために、また他方では裁判機関たる幕府として忌避したい非抛の濫訴・押領を牽制するため、折衷的措置として式目三六条規定に鎌追七六条における「請文」規定を併合した法もしくは法慣行を創出させたと考えられるのである。つまり、堺打越制度に関しては、当事者が「承伏」しやすい紛争処理方法が、立法者と裁判所利用者相互によって構築されたといえる。「堺相論」において訴訟当事者に「請文」の提出を課すということは、幕府裁判所の判決について当事者が「承伏」することを事前に担保しようとしたことを意味するのであろう。

#### 4、まとめ

最後に堺打越制度の立法過程と制度運用を検討した結果にしたがい、両者の相関関係について整理しておく。

鎌倉幕府による堺打越制度の立法過程については、まず式目三六条において、非抛の提訴たる濫訴もしくは非抛の境界地押領を抑止するため、堺打越分を付加した引渡措置が規定された。その後、さらなる抑止効果を意図してか、鎌追七六条によって所領没収（もしくは罪科）が設定され、罰則が強化されたもの、おそらくは幕府裁判所利用者の反対に遭遇し、当事者が判決に「承伏」しないため、所領の没収から、当初の堺打越分を付加した引渡措置へと、反転を余儀なくされたのである。その際、非抛の相論抑止の観点から、また当事者の判決に対する「承伏」の事前担保という両側面から、幕府側が鎌追七六条の「請文」提出を残存させたのである。

こう見てくると、堺打越制度は立法された法がその適用の実態に対応しながら改廃されていった結果、有効な制度として存立することができたのだと考えられる。つまり、鎌倉幕府は権力の端末たる裁判機関を利用する訴訟当



事者に対して、鎌追七六条のように高圧的な態度から所領没収(もしくは罪科)という態度で裁定を下そうとする志向性を有していたものの、実効的な制度運用または判決の導出がなされるためには、裁判所利用者の要請に応じて立法そのものを柔軟に変更するか、もしくはそういった法慣行を創出しなくてはならなかったのである。また、裁判所利用者としては、自己の「承伏」を武器として、幕府に対して所領没収を打越処理に戻させる圧力を掛けることはできたものの、幕府に対する「請文」提出義務を甘受しなくてはならなかったのである。このように、堺打越制度は、立法者たる鎌倉幕府とその裁判所利用者双方の思惑が絡み合いながらも、実効性ある紛争処理方法として構築された制度だったといえる。

残存史料が少ないことから、十分な検討ができたとはいえないが、「堺打越」という制度が、立法と制度運用との密接なリンクによって有効な訴訟処理制度として形成されていったことを指摘できたと考える。

今後は今回の検証を手懸かりとして、堺打越制度の「堺相論」全般における位置付けを明確にし、さらには土地相論全般のなかに「堺相論」を位置付け、「堺相論」について総合的に探求していくことを研究課題としていきたい。

### (註)

- (1) 黒田日出男「境相論」〔大百科事典 6〕平凡社／一九八五年、一六三頁。
- (2) 石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』(弘文堂／一九三八)。
- (3) 「堺打越」について、後章で述べる御成敗式目第三六条についての解釈を試みた先行研究としては、以下のようである。石井良助前掲書、三五六頁以下では、濫訴防止のために「訴訟当事者の特定の行為に対して裁判所が自ら刑罰を科する場合」の一類型として「堺打越」を挙げ、「境相論に於て、訴に理由のない場合には、(中略)当事者の請求なくとも、裁判所が進

んで、訴人が当該相論に於て利得せんと欲したと同一面積の土地を訴人の領地より割分て、論人に与える法であったが、この場合論人に分付される土地を『打越』或は『堺打越』と称した」とされている。植木直一郎『御成敗式目研究』(岩波書店／一九三〇)、一六三頁以下では、「『猛悪』不法の輩が、旧来の境界を越えて隣地を侵略し、古き文書を提出してその所有権を主張し、原告自身はたとひ敗訴に及ぶもさしたる損亡も無きに由りて、動もすれば「謀訴」を企てて徒らに当局の煩いを致す者有るを戒飭し、若し、かかる不法の者有るときは、(中略)「非抛」の訴訟の提起者に対して、所領の一部分を没収するの制裁を加ふる事と定めた」とされている。植田信廣「鎌倉幕府の(検断)に関する覚え書き(二)」(『法政研究』(九州大学)五九―一九九二)、六一頁では、式目三六条規定の「堺打越」を「訴訟・裁判に関する罪」における「濫訴謀訴の罪」として、「己の所領拡大を目論み虚偽の境界を主張して堺相論をなした者については、本来の堺を越えて相論の対象とした面積分をその者の所領内から割いて相手方に与える」とされている。

(4) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』(第一巻 鎌倉幕府法)(岩波書店／一九五五)所収、御成敗式目第三六条。以下、同書所収史料は、御成敗式目第〇条↓式目〇条、鎌倉幕府追加法↓鎌追、鎌倉幕府法参考資料↓鎌参、と略記する。

(5) 本稿で取り上げた主な史料集は、前掲『中世法制史料集』第一巻、竹内理三編『鎌倉遺文(全四二巻)』(東京堂出版／一九七一―一九〇)、瀬野精一郎編『増訂 鎌倉幕府裁判状集(上・下)』(吉川弘文館／一九八七)、石井進ほか編『中世政治社会思想(上)』(『日本思想大系(二二)』)(岩波書店／一九七二)、黒板勝美編『吾妻鏡』(『新訂増補 国史大系 第三二・三三巻』)(吉川弘文館／一九三二・三三)。その他、若干の古記録類も参照した。

(6) 前掲『中世法制史料集』第一巻、二二―二二頁。

(7) 前掲『中世法制史料集』第一巻、九六―九七頁。傍線は筆者による。

(8) 鎌追七六条では、「堺相論」と並列して、「所職所帯」についても同様の処理が行われるべきことが規定されているが、本稿では「堺相論」のみに着目して鎌追七六条を取り上げた。所職所帯相論処理の問題については今後の検討課題とする。

(9) ところで、この式目三六条から鎌追七六条への変遷過程と酷似しているものに、鎌追一六八条の「懸物押書」の制度がある。「押書」とは、「ある仮定の条件が実現した場合に果たすべき事項を誓約する一種の契約状」(前掲『中世政治社会思想』、四四三頁)であった。鎌追一六八条は「対決を遂げるも未だ勝訴の判決を受けないものが、鬱憤を散ぜんが為に、懸物と称して押書を捧げ、自己の申す所に理由なくんば、自身の所領を以て相手方に宛賜ふべき旨、相互にその状に記載する事があるが、か

くの如きは愈争を激化する所以であるから、自今以後、懸物状を進める時には、濫訴の節は懸物状所載の所領を以て他人に宛給ふべき旨之に書載すべき由」(石井良助前掲書、三六四頁)を規定している。

〈参考〉鎌追一六八条

一 諸人訴訟対決時、進懸物状事 仁治一・八・廿八評

右、甲乙之輩、訴訟之時、遂対問之処、或不預裁許之族、為散鬱憤、称懸物捧押書、或所申為非拠者、以論人之所領、可充給敵人  
之由、相互載其状之間、各住貪欲之心、弥好喧嘩之論歟、自今以後、進懸物状之時、於致濫訴者、早以所載懸物状之所領、可充給  
他人之旨、可令書載也、

「堺打越」と「懸物押書」という二つの制度は、「制定目的が濫訴の抑止である」ということと、処理手続に関して「当事者間における敗訴者所領の授受が第三者への所領移転へと変更されている」ということの二点において共通点を有している。しかし、後述のように、「堺打越」の罰則規定は、打越分の当事者間授受から、幕府による没収を経て、再度、打越分の当事者間授受へと変遷している。一方、「懸物押書」の制では、実例が乏しく確言は憚られるものの、再度当事者間による所領授受へと変更された徴証はない。幕府は懸物押書(博奕)規制の観点から、「懸物押書」については没収規定を緩和しなかつたものと考えられる。すなわち、所領が賭けの対象となり、幕府の法廷で博奕が行われることを憂慮したのである。両制度の比較・検討については後日、改めて論じたい。なお、「懸物押書」に関する最近の興味深い論稿として、長又高夫「懸物押書ノート」(『國學院高等学校紀要 二五』/一九九三)がある。

(10) 前掲『中世法制史料集』第一卷、三四九頁、鎌参四一。傍線は筆者による。

(11) 〈史料三〉の本文中に「去年元亨四」年とある。元亨四年(一二三四)はその年の一二月に正中へと改元されている。このことから、本文書発給時期を正中二年と推定した。

(12) 〈史料三〉傍線部にある「堺相論に於いては打越分を付加せよ」との御事書は、文保年中に発給されたと考えられるが、文保以前に発給された事書が当該相論の際に援用されたとも考えられる。事書が文保以前に発給された可能性は否定できないが、ここではさしあたり、本文のごとく文保年間に発給されたものと理解しておく。

- (13) 笠松宏至「中世法の特質」(同著『日本中世法史論』東京大学出版会／一九七九)、八頁。
- (14) 同前、一五頁。
- (15) 佐藤進一「御成敗式目の原形について」(『新訂増補国史大系 月報一五』吉川弘文館／一九六五)。同『日本中世史論集』(岩波書店／一九九〇)所収。
- (16) 羽下徳彦「領支配と法」(『岩波講座 日本歴史5 中世1』／岩波書店／一九七五)、一八一頁。
- (17) 杉橋隆夫「御成敗式目成立の経緯・試論」(岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究 下』塙書房／一九八五)。
- (18) 同前、一六四頁。
- (19) 同前、同頁。
- (20) 参考のため、鎌追四二条の全文を掲げておく。

一 畿内近国并西国堺相論事去閏九月一日評

右、共以為公領者、尤可為国司之成敗、於庄園者、為領家之沙汰、經奏聞、可令蒙聖断、而地頭等任自由相論之条、儘可被停止、

- (21) 杉橋前掲論文、一六九頁。
- (22) 同前、同頁。
- (23) 同前、同頁。
- (24) 同前、一七一頁。
- (25) 杉橋氏は、『吾妻鏡』における鎌追四二条に関する記事が(α)「貞永元年九月一日」条と(β)「貞永元年閏九月一日」条とに重複していることについて、文章上の比較などから、同条の制定時期を(α)とされている(同前、一七〇頁以下)。しかし、本稿では『中世法制史料集 第一巻』「補註一一」(四一六～四一七頁)ならびに同「補註一五」(四一七～四一八頁)、および伊藤一義氏による杉橋前掲論文の書評(『法制史研究』三六号／一九八六／二六七頁)における指摘に基づき、(β)は追加法第四二条を原拠史料としていたのであり、(α)はその重出記事とみなす。したがって、同条の制定時期を貞永元年閏九月一日とするものである。

(26) 杉橋氏は、本来一体の法規範として同時に制定された(1)式目三六条と(2)鎌追四二条が、一方は式日本条として他方は追加法として分離して伝存した理由についても言及されている。氏は、現存追加集諸本が「六波羅への送達法文を典拠として成立したのなら、その眼目は西国二本所間の堺相論への不適用をあらためて宣告する点にあり、(1)のような規定が欠落しても支障ないのである。また幕府が介入すべき堺相論が発生したとしても、西国へ実検使を派遣した上、領域の変更をもたらずよくな裁決を下すことは、事実上、不可能であっただろう。逆に式日本条には、「国司領家成敗不及関東御口入事」(現式目六条)と題する一条がすでに配置されている。(2)のごとき法理はこれに包含されるのであって、式日本文としては不要にして除去されたのではあるまいか」と推測される。現時点においては、筆者も杉橋説を支持するものである。

(27) その他、原式目論に関連する論稿として、河内祥輔「御成敗式目の法形式」『歴史学研究 五〇九』／一九八二年)がある。河内氏は御成敗式目の条文排列の基準が、律令の編目に求められていたと指摘されている。河内氏の区分によれば、式目の前半部(一～三六条)は律令の編目に準拠する条文を集めており、後半部(三七～五一)は関連条項、付属規定または施行細則にあたりとみなされた条文を一括して集めたものである。加えて河内氏は、佐藤氏が二段階編纂説の根拠とされた『吾妻鏡』延応元年(一二三九)四月一四日の資料を再検討された結果、全く逆の結論を導き出し、式目は制定当初から現在伝わる五一カ条そのものの形態であったと主張されている。以上のような河内氏の所論は、杉橋説と異なる観点からの考察・結論であるが、杉橋氏と同様に、佐藤氏・羽下氏による式目三六条を寛元三年頃の追加であると捉える所説に対する有力な反論である。

(28) 既に述べた「史料三」の鎮西下知状を含む。  
 (29) 『日本国語大辞典』(小学館)によれば、【召放】とは「中世、幕府・領主がその配下の者の領地、財産などを取り上げる。はぎとる。没収する。」とある。

(30) ただし、厳格な意味では式目三六条の法文と本史料の裁定とは合致していない。式目三六条の法文上では、「堺打越」は「訴人が濫訴をした場合、論人に打越分を引き渡す」こととなり、「論人が押領していた場合、訴人に打越分を引き渡す」旨については規定されていないのである。これはおそらく、訴人については非拠の提訴と認定されて敗訴した場合に、自己の所領を濫訴罰として相手方に引き渡さなければならぬのに対し、論人については、敗訴しても自己の所領を相手方に打越分として引き渡すことがないというのでは、式目三六条の制定者たる幕府にとっても裁判利用者たる訴人にとっても、整合性を欠くと考えられたためであろう。「堺相論」において論人が敗訴した場合、つまりは三六条の法文上の規定と表裏を成す

ものとして、論人が訴人の所領について非拠の押領をなしていた場合には論人の所領内から打越分を付して訴人に与えることとなっていたのである。ちなみに、石井前掲書三五九―三六〇頁に、論人敗訴の場合、打越処理は濫訴に対する制裁としてではなく押領罰として科されたのであろうとの指摘がある。

(31) 〈史料四〉〈史料五〉の間の時期にあたる一ヶ月間のうちに、境界相論の敗訴罰について幕府の対応が劇的な転換を遂げたことを裏付けるような史料は、現時点において見つからない。今後この転換の契機を法制史的・政治史的観点から追求していこうと考えているが、現段階では、反証となるべき事例がない以上、少なくとも〈史料四〉〈史料五〉の期間に劇的な転換があったということを前提に論を進めていきたい。

(32) 前掲『鎌倉幕府裁許状集(上)』、関東裁許状二四五号文書(以下、「関裁二四五」のように略記)。傍線は筆者による。

(33) 後述〈史料一二〉参照。

(34) 同前。

(35) 関裁一二六。

(36) 領有関係については「角川日本地名大辞典」編纂委員会・竹内理三編『角川日本地名大辞典 4 宮城県』(角川書店/一九七九)における「八幡庄」の項(五四〇―五四一頁)参照。

(37) 前掲『鎌倉遺文』二七卷二〇四九号(以下、「鎌遺」二七一―二〇四九のように略記)。傍線は筆者による。

(38) 領有関係については、平凡社地方資料センター編『日本歴史地名大系第一七巻 石川県の地名』(平凡社/一九九二)、「金津庄」の項(五六三―五六五頁)、および「英田保」の項(五六五―五六六頁)を参照。

(39) 笠松氏の説明によれば、これは、「Aという名の御家人がBという名の「甲乙人」に売った所領が、徳政令でAのところに戻ったとしよう。現代の所有の觀念から言えば、AとかBとかいう固有名詞が絶対で、これをはずした議論は成り立つはずがない。BのものがAに戻るには、AからBに移ったと同じ道筋、すなわちBが再びAに売却したり贈与したりするほかの道筋は考えることができない。しかし中世では、AとかBとかの固有名詞とは別の次元の復元力、この場合でいえば、いったん「甲乙人」の所有に帰した所領が再び「御家人」のものに、つまり本来あるべき境界に復古するという力が社会的通念として潜在的に働いていた」(笠松宏至「徳政と徳政令」『週刊朝日百科 8 日本の歴史 中世 I―8 徳政令―中世の法と裁判』/朝日新聞社/二〇〇二/一三九頁)というものである。

- (40) 笠松前注所掲論文、同頁。
- (41) 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(岩波書店／一九九三)。初版は畝傍史学叢書の一冊として一九四三年に畝傍書房より刊行。
- (42) 同前、六頁。
- (43) 佐藤氏は、さらにその反対解釈として「東国の二本所間の訴訟に対しては、幕府は裁判権を有する」とし、鎌倉幕府は東国において国家公権を有していた、と結論づけられている。だが、一方で佐藤説には重要な例外も存在している。夙に石井良助氏が指摘されているように、「(1)武家領に関する訴訟は本所間の訴訟でも幕府は裁判する、(2)本所領に関する訴訟でも当事者の一方が武家進止の者たる訴訟は武家において裁判する」(石井良助「鎌倉時代の裁判管轄——主として武家裁判所の管轄——」『法学協会雑誌』五七一九／一九三九年／九頁)こととなっていた。本稿では、石井氏の所論を前提として考察する。
- (44) 西国と東国の区分について触れておきたい。石井良助氏は、六波羅探題の管轄区域が「西国」・「鎮西」であったことに注目され、裁判権行使者として六波羅探題の影響の及ぶ範囲を比定された(前注所掲論文)。すなわち、「西国」とは、狭義では九州のことを指す「鎮西」と区別されるが、広義では「鎮西」をも含む。六波羅探題設置当初の六波羅管轄地は加賀・美濃・尾張以西であり、その範囲は九州にまで及んでいた。永仁四年(一一九六)に鎮西探題が設置されるに及び、鎮西はその管轄に移管され、これ以後狭義の「西国」が六波羅の管轄地となった。また、永仁四年以降元応元年(一一三九)までに、三河が鎌倉から六波羅に移管され、加賀・美濃・三河以西が六波羅管轄地となる。さらに元応元年、六波羅の管轄に属した三河・伊勢・志摩・尾張・美濃・加賀の六カ国が鎌倉に移管されて以降、六波羅の管轄は越前・近江・大和・紀伊以西となり、鎌倉時代末期まで変動はなかったようである。そのほか、東国・西国の範囲について言及しているものとして、佐藤前掲書一四八頁以下、上横手雅敬『日本中世政治史研究』(塙書房／一九七〇)一六七頁以下、石井進『日本中世国家史の研究』(岩波書店／一九七〇)二二四頁以下などがある。いずれの論稿においても、正安二年段階の加賀は西国に属するとされている。
- (45) 古澤直人『鎌倉幕府と中世国家』(校倉書房／一九九一)、二〇七頁。
- (46) 関裁五二。傍線は筆者による。
- (47) 関裁九八。傍線は筆者による。
- (48) 関裁一〇四。

(49) 領有関係については、阿部猛・佐藤和彦編『日本荘園大辞典』（東京堂出版／一九九七）における「枳欄荘」の項（一六〇頁）、および「多田荘」の項（一七〇～一七一頁）を参照。

(50) 前掲『鎌倉幕府裁許状集 下』、鎮西探題裁許状一六〇号（以下、「鎮裁一六〇」のように略記）。

(51) 新田一郎「中世前期の社会と法」(水林彪ほか編『新体系日本史2 法社会史』山川出版社／二〇〇二)一三〇頁以下参照。

(52) 以上述べてきた裁許状とはやや性格が異なるが、「堺打越」の実態がわかるものとして、嘉暦二年（一三三七）閏九月二十八日鎮西御教書（『鎌遺』三八―三〇〇二三）がある。これは、堺打越処理の実行を催促している事例といえよう。

〈史料一三〉鎮西御教書（入来院家文書）

永利如性（能字）与山田八郎次郎道——（能字）相論、薩摩国石上村堺打越事、被裁許如性訖、守下知状可打渡由、被仰之處、不事行云々、太無謂、任先度催促之旨、不日致沙汰、可被注申候、仍執達如件、

嘉暦二年閏九月廿八日

澁谷又二郎（重幸）入道殿

澁谷弥平（重直）入道殿

修理亮（北条時）（花押）

本史料は、先述の〈史料一二〉〈史料三〉の後を承けて発給されたものである。その趣旨は、〈史料三〉において打越分引渡を裁許されたにもかかわらず履行がなされていないことに対し、鎮西探題北条英時が澁谷重幸・為重に宛てて迅速な履行と報告を求めているというものである。打越分引渡の執行を命じられている澁谷重幸と澁谷為重の両使は、〈史料一二〉〈史料三〉にあるように、薩摩国石上村における堺相論の実検使としても活躍している。このことから、境界相論における実検使が「堺打越」の執行を見届け、報告するところまでを任務としていたであろうこと、また、幕府の裁許が出た場合であつても、打越分引渡が現実的には難航していたことがうかがえる。

(53) 『鎌遺』一三一九七五〇。傍線は筆者による。

(54) 訴訟当事者の身分比定は、「角川日本地名大辞典」編纂委員会・竹内理三編『角川日本地名大辞典 四二 長崎県』（角川書店、一九八七年）「切杭」の項（三四一～三四二頁）、「高浜」の項（五九一頁）による。



(55) 『鎌遺』一三一九二八六。出羽市河文書。傍線は筆者による。

信濃国中野弥五郎藤原仲能代(幸重伯父)同藤内助清謹言上

欲為市河左衛門三郎盛房、越仲能分領当国志久見郷内南北堺、令押領畠地・山野・狩倉等上者、早以実検御使、被遂其節、宛賜打越子細事、

件條、亡父中野右馬次郎忠能法師(法名)去弘長四年二月十九日死去之刻、割分当郷内、而令讓与仲能狀云、南者限谷垂沢お登仁、太郎大夫畠

之比志利お湯衡之峯江、北者切付小箕作河云々、(以和字換漢字)彼讓狀者、所劳火急之間、云姉分、云仲能分、所令書于一紙也、而盛房恣令押領広

博畠地・山野・狩倉等之狀、無其謂、所詮、被差遣御使、且被遂実検、且云本讓狀、云号盛房手繼之狀、被召出之、被経御沙汰、任傍

例、為宛賜打越、恐々言上如件、

〔中野〕

(56) 『鎌遺』二三一一七四八一。出羽市河文書。傍線は筆者による。

中野弥五郎藤原仲能重言上

欲為市河左衛門三郎盛房、差越仲能分領志久見郷内南北堺、依押領畠地・山野・狩倉等、申付御教書之處、披陳無拗之上者、且被召出讓狀等、被糺明真偽、且宛賜堺打越并年々作毛子細事、

(中略)所詮、被召出讓狀等、被究明淵底、任傍例、為充賜堺打越并年々押作々毛等、重言上如件、○以下空白

(57) 『鎌遺』二九一二三五一六。薩摩山口家文書。傍線は筆者による。

澁谷弥三郎入道重心代

薩摩国入来院内上副田村地頭澁谷弥三郎入道(三郎入道)心代又三郎秋申

為彦三郎惟重、背曾祖父善心遺誠置文旨、不用一門計、破讓狀、乍令押領重心分領、致逆訴上者、被遂押領堺検見、欲蒙御

〔成敗方〕  
副田村事、

(中略)被透堀検見之後、被停止重心押領、任傍例、欲充給打越〔 〕不押領惟重分領之上者、可充給打越由事、所令庶幾也、(後略)

(58) 『鎌遺』三六一—二八〇八一。書陵部本参軍要略抄裏文書。傍線は筆者による。

〔采巻〕  
堀尾一問状案一

近衛北政所御領尾張国堀尾庄雜掌良有重言上

欲早被停止同国長岡庄雜掌宗兼謀陳、且依代々本所御下文、且任関東御下知・御教書等、蒙御成敗、将又相貽御不審者、任康元元年十二月五日関東御教書明文、被召置両方絵図、被入実検使、被究両方眞偽淵底、堀尾庄与長岡庄堺事、

(中略)

右、堀尾庄・長岡庄共以為近衛殿御領、而動自長岡庄方打越往古之堺、已令押領堀尾方四分三之時、堀尾庄地頭行直家綱等、或時者於本所蒙御裁許、或時者於武家預御下知御教書畢、其支証〔 〕備右畢、(中略)、所詮、且依本所代々御下文、且任関東度々御下知・御教書、蒙御成敗、若又相貽御不審者、早被入検使、被処毎年打超之科、至于年年御年貢者、遂結解為被糺返、恐々重言上如件、

元亨二年六月 日

(59) 笠松宏至『日本中世法史論』(東京大学出版会/一九七九)、第一章 中世法の特質 および第二章 中世の法典 参照。

(60) この点について笠松氏は、「先例」「傍例」などの語を重視し、このような言葉の背景に具体的な判例の裏づけが隠されている、と想定する考へ方は「明確に肯定あるいは否定することは甚だ困難」であるが、「こうした用語に対する盲目的な信頼」は危険であり、「中世の訴訟文書に充満する「先例」「傍例」などの語は、客観的には単なる修飾語にすぎない。たとえそれが判決文の中にあつたとしても、そこに実質的な意義を認めようとするのは、むしろ一つの冒険である」とされている(同前、一四頁)。本稿のこの箇所で使用している「先例」や「傍例」という言葉は、「判例の具体的な裏づけ」という意味合いで使用しているのではなく、「打越処理という方法の存在を訴訟関係者たちが認知していた」という程度の意味で使用している。

つまり、判決に直結する拘束力のあるレベルのものとして使用しているのではなく、ただ単に「訴訟当事者が知り得た情報」という程度の意味で「先例」「傍例」という言葉を使用している。実際の法廷においては、訴訟当事者が「打越処理」という「先例」「傍例」をひとつの「情報」として持ち出し、自らが受け入れやすい紛争処理方法があることを幕府に提示しえたのではないかと考えている。

(61) 新田一郎「日本中世の紛争処理の構図」(歴史学研究会編『シリーズ歴史学の現在2 紛争と訴訟の文化史』青木書店／二〇〇〇)。

(62) 同前、七五頁。

8	7	6	5	4	3	2	1	No.
二二六七(文永四) ・八・二一	二二五九(正元元) ・七・二七	二二五五(建長七) ・一〇・二四	二二四一(仁治二) ・三・二五	二二四一(仁治二) ・二・二五	二二三五(文曆二) ・七・二二	二二三二(貞永元) ・一・二八	二二三二(貞永元) ・閏九月頃	発給年月日
14	11	10	5	4	2	9	1	史料 <sup>1</sup>
石塚寂然請文	関裁一〇四	関裁九八	吾妻鏡	吾妻鏡	鎌追七六	関裁五二	式目三六	史料名
②	(b) ii	(b) ii	(a) ii	(a) i	法	(b) ii	法	区分 <sup>2</sup>
肥前国彼杵庄戸町浦と伊佐早肥御崎寺との境	撰津国枳椇庄と多田院との境	越後国小泉庄内牛屋条と同国荒河保との境	上野国三原庄と信濃国長倉保との境	上野国菅野庄内の境		薩摩国阿多郡南北堺		係争地
庄界 <sup>7</sup> (切杭・高浜)	庄寺堺	庄保堺	国堺	莊園内		郡内		係争地の特徵
深堀蓮上子息時光石塚寂然	大和守仲景・月性沙弥光信	色部公長荒河景秀	海野幸氏武田光蓮	長谷部秀連高田盛員		鮫島時景鮫島家高		当事者(訴人)(論人)
?	雑掌	地頭	?	?		一族内		当事者の関係
彼杵庄…仁和寺領(文永年間)伊佐早庄…仁和寺領 <sup>8</sup>	枳椇庄…日吉杜領(領家…土御門家)多田院…近衛家(北条家公文所請所)	小泉庄…新釈迦堂(嵯峨清涼寺)領荒河保…御家人領	三原庄…不明長倉保…不明	六条院領 <sup>6</sup>		? <sup>5</sup>		所領の領有主体
「打越請文」					請文提出要請			請文 <sup>3</sup>
			伊豆前司頼定・布施左衛門尉康高等	藤内左衛門尉能兼・加世五郎季村等			派遣明文化	実検使 <sup>4</sup>
	論人	訴人よ	訴人	訴人		論人		勝訴者
	莊園領主同士だが、多田院は北条家領	河流の変化、悪意なし	以後、打越処理復活	没収	没収	両方	加判絵図下給	備考

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
一三二七(嘉曆二) ・閏九・二八	一三二五(正中二) カ?	一三二四(元亨四) ・一一・一六	一三二二(元亨二) ・六・?	一三〇六(嘉元四) ・一・?	一三〇五(嘉元三) ・閏一一・一二	一三〇〇(正安二) ・三・二五	?	一二七四(文永二) 以前	一二七二(文永九) ・四・五
13	3	12	18	17	6	8	16	15	7
鎮西御教書	鎮西下知状	鎮裁一六〇	尾張堀尾庄 雑掌良有申 状	澁谷重心重 陳状案	関裁二四五	関裁二二五	中野仲能重 申状	中野仲能代 助清申状	関裁一二六
②	法(a) ii	(b) ii	②	②	(a) ii	(b) i	②	②	(b) i
〃	〃	荒野 石上村草帳名堺 薩摩国薩摩郡内	尾張国堀尾庄と 同国 長岡庄との境 所	薩摩国入来院内 上副田村 (分領堺)	陸奥国一迫板崎 郷・苜敷郷堺 (郷堺)	加賀国金津庄と 同国北英田保と の境 (庄郷堺)	信濃国志久見郷 内南北堺 (畠地・山 野・狩倉)	信濃国志久見郷 内南北堺 (畠地・山 野・狩倉)	陸奥国八幡庄内 萩園・蒲生両郷 (郷堺)
〃	〃	山田道政	永利如性	入来院内 (澁谷?・惟重 三郎)	一迫内 (郷堺)	湖水流落 跡干瀉 (庄郷堺)	志久見郷内 (畠地・山 野・狩倉)	志久見郷内 (畠地・山 野・狩倉)	荘園内 (郷堺)
〃	〃	山田道政	宗兼	澁谷重心(代) 又 (一門 同族)	佐々木義綱(代 良心) 甲斐為行(代 清幹)	祐豪 覚心	中野仲能代助清 市河盛房	中野仲能代助清 市河盛房	飯高胤員 那須資長
〃	〃	?	雑掌	一門	甥 叔父	雑掌 地頭代	甥 叔父	甥 叔父	―
〃	〃	?	堀尾庄(近衛家領) 長岡庄(近衛家領)	? <sup>14</sup>	一迫・朽木(甲斐) 氏の所領	金津庄・賀茂別雷社領 北英田保・法勝寺常 行堂領	志久見郷・市河氏の 所領	志久見郷・市河氏の 所領	八幡庄・末松山八幡 宮領
〃	〃	重幸等	重・同又次郎	―	―	―	―	―	―
〃	〃	澁谷弥平三為 重・同又次郎	訴人、不審の 場合、実検使 派遣を要請	論人による境 実検要請	実検使による 絵図注進?	実検使による 絵図注進	―	訴人による実 検使派遣要請	山内中務三郎 経通・高泉太 郎信幹等
〃	〃	訴人	―	―	訴人	訴人	―	―	―
〃	〃	絵図	絵図	―	絵図	絵図	―	―	実検使、証人 の起請文を取 進らす

## 《堺打越関連文書一覽》註

- 1 本文中の〈史料〉の番号。
- 2 「2、堺打越制度の立法と運用」に対応。法…立法史料／(a) i…鎌追七六条に基づく裁許事例／(a) ii…式目三六条に基づく裁許事例／(b) i…不適用の理由に言及している事例／(b) ii…不適用の理由に言及していない事例／②…その他訴陳状・具書等の訴訟史料
- 3 鎌追七六条にある「請文」に関連する事項。
- 4 実検使について言及されている事柄、または、実検使と思われる人物。
- 5 「阿多郡二五〇町、うち公領一九五町四段(久吉一四五町四段・高橋四〇町)、ほかに宇佐弥勒寺領四四町八段(下司僧安慶)・大宰府天満宮安樂寺領五町(下司僧安靜)・社領八段があった。」(平凡社地方資料センター編『日本歴史地名大系第四七巻 鹿児島県の地名』(平凡社／一九九八)、「阿多郡」の項(九〇頁)による)。
- 6 角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典 群馬県』「菅野庄」の項(五四二頁)による。  
六条院：「①白河天皇の娘媿子内親王(郁芳門院)の称。白河天皇の御所六条内裏に住んだために通称となった。②一一世紀後半に造営された六条内裏の異称。一〇九六(永長元)年、媿子の死後、その持仏堂(のち万寿禅寺)となり、多くの荘園を寄進された。」(朝尾直弘・宇野俊一・田中琢編『角川新版日本史辞典』角川書店／一九九六／一一二頁)
- 7 角川日本地名大辞典編纂委員会・竹内理三編『角川日本地名大辞典 四一 長崎県』(角川書店／一九八七年)「切杭」の項(三四一～三四二頁)、「高浜」の項(五九二頁)によれば、深堀氏は彼杵庄戸浦の新補地頭。寂然は伊佐早庄肥御崎寺関係者。
- 8 両庄共に、阿部猛・佐藤和彦編『日本荘園大辞典』(東京堂出版／一九九七)、「伊佐早庄」の項(八五三頁)、「彼杵庄」の項(八六三～八六四頁)による。
- 9 角川日本地名大辞典編纂委員会・竹内理三編『角川日本地名大辞典 4 宮城県』(角川書店／一九七九)における「八幡庄」の項(五四〇～五四二頁)による。
- 10 「忠能には男子がなく中野仲能らを養子としており、その所領は唯一の実子女子袈裟に譲られたらしい。文永二年には袈裟の当郷地頭職が幕府から安堵されている。ここまで当地は藤原姓中野氏の所領であったが、この袈裟の段階で地頭職が市河氏へ移ることになった。袈裟は市河重房の後妻として嫁いたが、子がなく先妻の子盛房を養子とし、「志久見郷下条平林」は文永

九年袈裟(尼寂阿)から盛房に譲られ、同一一年二月二〇日幕府の安堵を得たからである。(角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典 長野県』「志久見郷」の項(五五六頁)による。)

11 鎌倉期の地頭が誰であったかは不明。(角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典 石川県』「金津庄」の項(二六四～二六五頁)による。)

12 平凡社地方資料センター編『日本歴史地名大系第一七巻 石川県の地名』(平凡社/一九九二)、「金津庄」の項(五六三～五六五頁)、および「英田保」の項(五六五～五六六頁)を参照。

13 角川日本地名大辞典編纂委員会・竹内理三編『角川日本地名大辞典 4 宮城県』(角川書店/一九七九)における「一迫」の項(七九頁)を参照。

14 「建久八年(一一九七)の薩摩国田帳写では田数九二町二段、内訳は八七町が撰関家領島津荘寄郡、一七町が宇佐弥勒寺領、二町が大宰府安楽寺領でいずれも荘園で三種に分かれており、全体が没官領で地頭は千葉常胤であった。前者は平安末に成立した雑役免系の半不輸地で本所と国衙両所に属すもので、五五町は弁済使分、二〇町は郡名分であり、弥勒寺領は一五町が弥勒寺を本所とする新田八幡領、二町が弥勒寺を本所とする五大院領で、それぞれ下司僧安慶、下司在庁種明があり、安楽寺領は安楽寺を本所とする国分寺領で下司僧安静であった。当時在庁種明(久安年間へ一一四五～五一)同院弁済使だった伴信房の一族と婚姻関係があった)の勢力が強かったが、没官により寄田氏と称し塔原名主になっていた。地頭は寛元四年(一二四六)相模国の御家人澁谷光重の子定心に替わり、以後入来院氏と称し寄田氏等を併呑、正嘉二年(一二五〇)地頭請により南北朝初期に荘園は消滅する。建長二年(一二五〇)の地頭による「院内村々田地年貢注文」によれば入来院は一九三町余で楠本、倉野、中、塔原、副田、清色、市比野等の村があった。」(前掲『日本荘園大辞典』「入来院」の項(九〇〇頁)による。)

院：「律令制下、郡に置かれた倉院から起こった田地の名目。薩摩・大隅・日向・豊後・能登・紀伊の諸国に見られる。郡・郷・荘と並ぶ支配の単位となり、実質は荘園に異ならない。」(阿部猛編『荘園史用語辞典』東京堂出版/一九九七/二四～二五頁)